

平成24年4月検針分から水道料金が改定となります。

水道事業は独立採算制が義務付けられており、利用するみなさんの水道料金で賄われています。

近年、単身世帯や高齢者世帯の増加により、1ヶ月の基本水量(10m³)まで使用しない世帯が増えてくるとともに、水道料金体系についても社会状況の変化や町民のニーズに対応していくことが求められてきました。こうした状況を鑑み、使用実態に即した料金体系となるよう改定いたしました。

今回改定される主な内容

「家事用」基本水量、基本料金の見直し

- ・基本水量 (1ヶ月) 10m³ → 5m³

- ・基本料金 (1ヶ月)

1,470円 → 735円

※今回は家事用の基本水量・基本料金の改定となりますので、1ヶ月 10m³以上お使いのご家庭や、用途が営業用や団体用のお客様の料金につきましては、改定前と変わりません。
料金の適用時期

新料金の適用は平成24年4月検針分からになります。

※4月5日から15日の間のメータ検針時に検針票に表示される料金(4月25日発送の納付書、5月7日口座振替分)は、すべて新料金で計算されます。

新料金表(家事用)

(単位：円、税込み)

(単位：円、税込み)

現行料金			改定後料金		
基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ につき)
10 m ³	1470	147	5 m ³	735	147

	使用水量	料金(円)	使用水量	料金(円)	比較(円)
使用水量による改定前後の料金比較 (一ヶ月あたり)	0 m ³	1,470	0 m ³	735	△ 735
	5 m ³	1,470	5 m ³	735	△ 735
	6 m ³	1,470	6 m ³	882	△ 588
	7 m ³	1,470	7 m ³	1,029	△ 441
	8 m ³	1,470	8 m ³	1,176	△ 294
	9 m ³	1,470	9 m ³	1,323	△ 147
	10 m ³	1,470	10 m ³	0	

※1ヶ月 10m³以上お使いのご家庭や、用途が営業用や団体用につきましては、改定前と変わりません。

※表はメータ使用料を含まないものです。

▼問い合わせ先=上下水道課 業務係 ☎ 9168

(参考例)

13mmの水道メータを使用する一般家庭が、36m³の水を使用した場合の水道料金

▼基本料金=(5m³まで) 700円

▼超過分=(1m³あたり) 140円

(36m³-5m³) × 140円=4,340円

▼メータ使用料=50円

水道料金

700円+4,340円+50円+消費税=5,344円

家族みんなで安心して飲める水道を

私たちの生活に欠かせない水は、飲み水としてだけではなく炊事、洗濯、風呂、水洗トイレなど日常生活を支える大切なものです。
ところで、あなたの飲んでいる水は安全ですか？
皆さん、いつもきれいでおいしいと思って飲んでいる井戸水が、必ずしも飲み水として「安全な水」とは限りません。
上三川町の水道は、良質の地下水を水源とし、適切な管理のもと、皆さんにお届けしています。
水は、毎日使い続けるものです。
汚染の心配のない安全な水道水を使用して、安全な生活を送るため、水道の加入をおすすめします。

水道の手続きは忘れずに
に該当する場合は、手続きを忘れないようにお願いします。

事由	届出書
使用者が死亡などで名義を変更する場合	使用者変更届
アパート・借家などにおいて転居・転出などで使用を中止する場合	給水休止届
アパート・借家などに新たに入居する場合	給水開栓届又は使用者変更届
料金を口座振替にする場合	口座振替依頼書
口座番号、口座人名義を変更する場合	口座振替依頼書(銀行でも可)
新たに給水工事の申込みをしたい場合	給水装置工事申込書

下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

●公共下水道の整備状況

平成23年度末で57.6.4へクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。4月から下水道が使用できる区域は主に次のとおりです。

- ・富士山地区の一部
- ・下蒲生地区の一部
- ・上蒲生地区の一部
- ・川中子地区の一部

●農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水は全地区整備を完了しています。

●接続はお早めに

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。接続するための排水設備の工事は、町指定工事店に直接お申し込みください。

指定工事店については、上下水道課へお問い合わせください。

☎ 569144

平成24年度は『固定資産の評価替え』の年です。

固定資産税の土地と家屋の価格は、3年ごとに見直すこととされ、これを『評価替え』といいます。

この評価替えは、土地と家屋の3年間の価格の変動に対応し、評

価額を均衡のとれた適正な価格に見直すのです。

平成24年度は『評価替え』の年であり、固定資産税は次のとおりとなります。

○土地の固定資産税

今回の評価替えによって、宅地の価格は下落しても、次の理由によつて固定資産税が増加あるいは据え置きとなる場合があります。

現行の仕組みでは、税負担の公平性の観点から、負担水準の均衡化を重視した負担調整措置が講じられています。

負担水準とは、固定資産税額を算出するための課税標準額が評価額に対しても程度まで達しているかを示すものです。負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を上げるものですね。



○家屋の固定資産税

今回の評価替えによつて、多くの家屋の固定資産税は減少しますが、次の理由によつて据え置きとなる場合もあります。

家屋の評価替えは、資材費や労務費の変動率と経過年数による減価率を乗じた結果、上昇した場合は据え置き、減少した場合はその価格に下げるというものです。

資材費等の上昇がなければ、古くなつた分価格が減少しますが、耐用年数を過ぎると減価も止まることになり税額は据え置きとなります。

▼問い合わせ先

上下水道課 業務係
☎ 569168

上下水道課 下水道係
☎ 569123

税務課 資産税係